

平成 27 年 8 月 30 日執行

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙  
執 行 計 画

(案)

## 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙執行計画

### 1 選挙の日時等

平成27年9月19日任期満了に伴い、公職選挙法第33条第1項に基づき、任期満了日の前30日以内に行うもの。財産区議会議員の選挙については、法第268条の規定により、町村の議会議員の選挙に関する規定が適用される。

- (1) 告示日 8月25日(火)
- (2) 選挙の期日 8月30日(日)

### 2 選挙すべき議員の定数 6人 ※財産区議会条例第2条

### 3 選挙長及び同職務代理者

選挙長 近藤 範夫 同職務代理者 小沢 寿昭

### 4 選挙長の執務を行う場所

- (1) 告示日 山本総合支所
- (2) 翌日以降 三種町選挙管理委員会事務局

### 5 選挙人名簿への登録等

- (1) 登録基準日 8月24日(月)(ただし、年齢については8月30日)
- (2) 登録日 8月24日(月)
- (3) 縦覧期間 8月25日(火)(1日間)
- (4) 縦覧場所 三種町選挙管理委員会事務局、山本総合支所地域振興係
- (5) 閲覧中止期間 8月25日(火)から8月30日(日)まで

### 6 選挙人名簿登録の移し替えを行わない期間

8月24日(選挙時登録日)から8月30日(選挙期日まで)

### 7 立候補届出受付

- (1) 届出日時 8月25日(火)午前8時30分から午後5時まで
- (2) 届出場所 山本総合支所 2階 第5会議室
- (3) 届出順位(立候補届出受理番号)の決定

午前8時30分までに届出場所に到着した候補者が2人以上いる場合は、くじにより届出順位(立候補届出受理番号)を決定する。

※立候補届出の受付要領 【別紙1】

(4) 届出に関する手続きの「説明会」及び「事前審査」

届出受付事務を円滑に進行させるため、立候補予定者及び関係者に対し、次により届出手続き等の「説明会」及び「事前審査」を実施する。

①説明会 日時 8月11日(火) 午前10時～正午

場所 山本総合支所 2階 第5会議室

②事前審査 日時 8月20日(木) 午前10時～正午

場所 山本総合支所 2階 第5会議室

※上記時間内に受けられない者

日時 随時

場所 三種町選挙管理委員会事務局(本庁総務課)

## 8 投票用紙の様式等

(1) 規格・枚数 記名式 縦12.8cm×横8.0cm 1,200枚

(2) 体裁 下記のとおり

(3) 用紙の色 白

(4) 印刷する文字の色 黒

(5) 委員会の印 刷込式

### 【投票用紙】

平成二十七年八月三〇日執行 三種町下岩川財産区議会議員一般選挙投票
○ 注 意
一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
三種町 選挙管理 委員会之印
候補者氏名

## 9 投票区・投票所・投票所の開閉時刻

投票区名	投票所	投票区の区域	投票所の開閉時刻	
			開く時刻	閉じる時刻
長面	すいらんの館	長面、不動田、小町、中野、宮の目、外の沢、蛭沢	午前9時	午後5時
達子	達子集落生活改善センター	達子、向達子、増沢、谷地の沢		

### 10 期日前投票

- (1) 期間 8月26日(水)～8月29日(土)
- (2) 時間 午前8時30分～午後8時
- (3) 場所 山本総合支所 1階 第1会議室

### 11 不在者投票を行う場所及び指定施設(町内分)

- (1) 期間 8月26日(水)～8月29日(土)
- (2) 時間 午前8時30分～午後8時
- (3) 場所 三種町選挙管理委員会事務局
- (4) 指定病院
  - ①リハビリテーション森岳温泉病院 ②介護老人保健施設やかた
- (5) 指定老人ホーム
  - ①特別養護老人ホーム希望苑 ②特別養護老人ホーム美幸苑
  - ③特別養護老人ホームもりたけ ④養護老人ホームやまもと

### 12 投票記載所の候補者の氏名等掲示順序を決定するくじの施行日時、場所

- (1) 日時 8月25日(火)午後5時10分
- (2) 場所 三種町役場本庁 2階 第2会議室
- (3) くじを行う要領 【別紙2】

### 13 選挙立会人となるべき者を決定するくじの施行日時、場所

- (1) 日時 8月27(木)午後5時10分
- (2) 場所 三種町役場本庁 2階 第2会議室
- (3) くじを行う要領 【別紙3】

#### 14 選挙会（開票）の日時、場所

(1) 投票となった場合（開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。）

①日 時 8月30日（日）午後6時

②場 所 すいらんの館

(2) 無投票となった場合

①日 時 8月30日（日）午前10時

②場 所 すいらんの館

#### 15 選挙会（開票）の参観人の人数制限

行なわない。

#### 16 当選証書の付与等

(1) 投票となった場合

①日 時 8月30日（日） 選挙会終了後

②場 所 すいらんの館

(2) 無投票となった場合

①日 時 8月30日（日）午前10時

②場 所 すいらんの館

#### 17 候補者の選挙運動費用支出制限額 ※法第194条、令第127条

固定額 90万円

人数割額  $1,120円 \times \text{選挙時登録による登録人数} \div 6$

(参考) 6月2日定時登録における選挙人名簿登録者数(1,077人)で算定

$1,101,100円$

#### 18 収支報告書提出 ※法第189条

(1) 期 限 9月14日（月） ※選挙の期日から15日以内

(2) 提出先 三種町選挙管理委員会事務局（総務課内）

#### 19 啓発計画

(1) 広報みたね8月号への掲載

(2) 無投票のお知らせ、投票の場合の選挙啓発は、防災無線により行う。

## 20 その他

- (1) 財産区の財政負担軽減等の理由から、過去の選挙において投票所入場券の送付は行っていないことから、今回も同様とする。
- (2) ポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行は、行わない。
- (3) 選挙運動用自動車を使用する場合は、能代警察署の設備外積載許可申請の手続きが必要となるので、8月14日（金）までに選挙管理委員会事務局へ連絡のこと。
- (4) 選挙運動用自動車の使用及び街頭演説等の選挙運動を行う場合は、表示板、腕章等を着用する必要があるので、8月20日（木）までに選挙管理委員会事務局へ連絡のこと。
- (5) 下岩川地区には、指定の個人演説会場がないので、区域内で行う場合は、施設管理者の許可を得て行うこと。

## 【別紙 1】

### 立候補届出の受付要領

#### 1 受付の順序

立候補届出の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期すため、選挙長が行うくじにより定めるものとする。

#### 2 選挙長が行うくじの対象者及び方法

##### (1) くじの対象者

選挙期日の告示日の午前8時30分までに立候補届出のため受付の会場に参集した者を対象とする。

##### (2) くじを引く順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ棒をくじ箱に入れ、取り出したくじ棒の番号をもって立候補届出の受付順序のくじを引く順序とする。

##### (3) 立候補届出の受付順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同じ数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、(2)のくじで決めた順序により、順次取り出した玉の番号をもって立候補届出の受付順序とする。

#### 3 くじの対象とならなかった者の立候補届出の受付順序

くじの対象とならなかった者は、くじによって決定された最後の順序の次の順序とし、2人以上のときは、到着順とする。

## 【別紙 2】

### 投票記載所の候補者の氏名等掲示順序を決定するくじを行う要領

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙における投票記載所の候補者の氏名等掲示順序を決定するくじを行う要領を、次のとおり定める。

#### 1 くじの施行の日時・場所

- (1) 日 時 8月25日(火) 午後5時10分
- (2) 場 所 三種町役場本庁 2階 第2会議室

#### 2 くじの対象者、順序及び方法

##### (1) くじの対象者

選挙長より立候補届出の通知を受けた者

##### (2) くじの方法

くじの施行については、掲示すべき候補者の数だけの番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器に入れ、届出順位1番の候補者から順次抽せんを行う。この場合において、それぞれの候補者の分として取り出した抽せん番号をもって当該順序とする。

#### 3 くじを施行する者及び立会人

- (1) 三種町選挙管理委員会委員長及び書記長が順次施行する。
- (2) 三種町選挙管理委員会書記及び三種町役場職員（1名以上）が立ち会う。



## 【別紙 3】

### 選挙立会人となるべき者を決定するくじを行う要領

三種町下岩川財産区議会議員一般選挙の選挙立会人となるべき者を決定するくじを行う要領を、次のとおり定める。

#### 1 くじの施行の日時・場所

- (1) 日 時 8月27日(木) 午後5時10分
- (2) 場 所 三種町役場本庁 2階 第2会議室

#### 2 くじの対象者、順序及び方法

##### (1) くじの対象者(法第76条準用第62条)

選挙の期日の告示の日から選挙の期日前3日(8月27日(木) 午後5時)までに届出があったもので公職選挙法第62条に該当した場合

##### (2) くじの順序

###### ① 総数のくじ(法第62条第2項)

立会人となるべき者の届出が10人を超えているときは、くじにより立会人となる者10人を定める。

###### ② 党派別のくじ(法第62条第4項)

立会人となるべき者として届け出た者又は①により決定された10人の中に同一政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが3人以上あるときは、くじによりそのうちから立会人となる者2人を定める。

##### (3) くじの方法

① (2)の①、②とも立会人となるべき者として届け出た候補者の立候補届の順序により、1番から順次番号を付し、その番号をもって立会人となる者のくじを引く順位とする。

② 次に①の番号と同じ番号を付した抽せん器用の玉を抽せん器の中へ入れ、①の順位に従って順次抽選を行い、その玉の番号が(2)の①の場合において1番から10番までのうちであるとき、及び(2)の②の場合において1番又は2番であるときは、その者を立会人とする。

#### 3 くじを施行する者及び立会人

- (1) 三種町選挙管理委員会委員長及び書記長が順次施行する。
- (2) 三種町選挙管理委員会書記及び三種町役場職員(1名以上)が立ち会う。

選挙の日程

事 項	月 日	曜日	摘 要
<u>立候補予定者説明会</u>	<u>8 / 1 1</u>	火	場所：山本総合支所 第5会議室 時間：午前10時～正午
<u>届出書類事前審査</u>	<u>8 / 2 0</u>	木	場所：山本総合支所 第5会議室 時間：午前10時～正午
選挙人名簿調製			
選挙人名簿登録基準日	8 / 2 4	月	選挙管理委員会
<u>選挙期日の告示</u>	<u>8 / 2 5</u>	火	
<u>立候補届出等の受付</u>			場所：山本総合支所 第5会議室 <u>時間：午前8時30分～午後5時</u>
選挙人名簿縦覧			1日のみの縦覧
氏名等掲示のくじの実施			場所：本庁 第2会議室 時間：午後5時10分
期日前・不在者投票開始	8 / 2 6	水	～8 / 2 9
<u>選挙立会人選任届出期限</u>	8 / 2 7	木	午後5時ㄨ切
選挙立会人決定くじの実施			場所：本庁 第2会議室 時間：午後5時10分
補充立候補届出期限	8 / 2 8	金	8 / 2 5に届出のあった候補者数が定数を超えていた場合において、8 / 2 6以後8 / 2 8までに死亡し、又は候補者を辞したものとみなされた人があるときは、8 / 2 8の午後5時まで補充立候補を受付。
投票所・開票所設営			
<u>選挙運動最終日</u>	8 / 2 9	土	<u>午後8時まで</u>
投票日	<u>8 / 3 0</u>	日	投票時間は、午前9時から午後5時
選挙会（開票）			（即日開票） 開票場所：すいらんの館 開票開始：午後6時 （無投票の場合） 場所：すいらんの館 日時：午前10時
当選の告知 当選証書の付与・ 当選人の告示			当選した人に対し告知
<u>選挙運動費用収支報告書提出期限</u>	<u>9 / 1 4</u>	月	選挙の期日から15日以内